

象牙製品等の取引確認書

【注意事項：購入者の皆様へ】

○ 象牙及び象牙製品は、ワシントン条約で国際取引が制限されています。海外に持ち出すことは、国内の法律により原則禁止されており処罰の対象となります。

※ 海外に持ち出す場合は、ワシントン条約適用前に取得したことを証明する書類等を販売事業者から入手の上、事前に経済産業省に輸出承認申請を行い、交付された輸出承認書等をもって税関への申告が必要となります。これらの手続きを踏むことなく象牙及び象牙製品を海外に持ち出すことは違法です。

上記の注意事項について理解し、購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出すことはありません。

署名： _____

※ 購入者の方の意思を確認して販売をした記録を残すために署名をいただきます。

【販売事業者の記入欄】

商品名： _____ 数量： _____ 取引年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

<確認したら□にチェック>

購入者に注意事項を説明し、「購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した。

購入者の住所・氏名を確認した。(確認した身分証等の種類に○)

1 運転免許証	2 健康保険証	3 個人番号カード
4 パスポート	5 その他 (_____)	

(各種免許証など公的な機関が発行したもの)

特記事項

象牙製品等の取引確認書様式の活用について

1 本様式の趣旨

- 特別国際種事業者の方に本様式を使用していただくことにより、購入希望者の「海外持出しない」旨の意思を確実に確認することで、誤購入や違法な海外持出を防止します。
- 本様式を使用し取引記録を残すことにより、販売事業者が、海外への違法持出防止のために厳格な取引を実施している事について、事後の説明が可能となります。

2 本様式の使い方

象牙及び象牙製品の販売時に、以下のとおり本様式を活用し、購入希望者へ「購入した製品等を違法に海外へ持ち出さない」旨の意思確認をしてください。

(1) 注意事項の説明

販売事業者が、本様式の「注意事項：購入者の皆様へ」の記載事項を、購入希望者へ説明します。

(2) 購入者の署名

購入希望者が、注意事項を理解し「違法に海外へ持ち出さない」意思がある場合には、署名欄に署名をしていただきます。署名については、「特定の個人を識別することができる」個人情報に該当します。このため、顧客情報と同様に、紛失や漏えいが生じないように安全に保管するとともに、意思確認以外の目的では利用しないなど、適切に管理してください。

(3) 販売品の記入

販売事業者が、取引される象牙製品等の商品名、数量、取引年月日を記入します。

(4) 販売事業者の確認の記録

販売事業者が「販売事業者の記入欄」の事項を確認しチェックをします。

(5) 意思確認後の販売

上記等により、購入者の「違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した上で販売を行います。特に訪日観光客は海外に持ち出す可能性が高いことから、経済産業省の輸出承認の取得の見込みが確認できない場合には販売しないようにしてください。

※ 購入者に署名いただかなかつた場合や住所確認ができなかつた場合で、海外持出につながることはないかと判断した場合には、その理由を「特記事項」に記入してください。

※ インターネットによる販売など対面でない販売の場合でも、注意事項を表示した上で、購入申し込みのフォーマットへ購入者に海外に持ち出さない旨を記載いただくなどして、海外に持ち出す可能性がないことを確認し、その記録を残してください。

3 その他

- 登録事業者間の取引は、「記載台帳」へ取引先の記載が義務付けられているなど、法律の定めるところにより厳格に執り行われているため、本様式による確認は登録事業者間以外の取引を主な対象としています。
- 本様式は「購入者の海外持出しない意思を確認し、厳格に販売を行った」事を事後に示せるようにするため、「記載台帳」と合わせ5年間保存してください。
- 本様式は、以下のホームページからのダウンロードや、送付した様式をコピーするなどして、個々の取引に活用してください。

(ホームページ URL)

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/zouge/general.html>



Statement on the Ivory Trade

[Caution for buyers]

- International trading of ivory and ivory products is restricted by the Washington Convention. Smuggling ivory out of the country is banned in principle by Japanese law and subject to punishment.

* To export or take ivory out of the country you must obtain written proof from the dealer stating the item was acquired before the enforcement of the Washington Convention, obtain an export permit from the Ministry of Economy, Trade and Industry, and declare the item at Customs with the export permit and other necessary documents. Smuggling ivory or ivory products overseas without following this procedure is illegal.

I have understood the above statement and will not smuggle the ivory or ivory product I purchased out of the country.

Signature: _____

- * Your signature is required for the record of confirmation of the buyer's intention regarding this trade.

【販売事業者の記入欄】 (Column to be entered by the dealer)

商品名 : _____ 数量 : _____ 取引年月日 : _____ 年 月 日
(Product name: _____ Qty: _____ Trading date (D/M/Y): _____ / _____ / _____)

< 確認したら□にチェック >

- 購入者に注意事項を説明し、「購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した。

(I have explained the above caveat to the buyer and confirmed the buyer's intention not to smuggle the purchased ivory or ivory product out of the country.)

- 購入者の住所・氏名を確認した。(確認した身分証等の種類に○)

(I have confirmed the buyer's name and address. (Circle the number of the ID confirmed.))

- | | |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1 運転免許証 (Driver's license) | 2 健康保険証 (Health insurance card) |
| 3 個人番号カード (Individual number card / Social security card) | |
| 4 パスポート (Passport) | 5 その他 (_____) |

(各種免許証など公的な機関が発行したもの)

(A license or certificate issued by a public organization)

特記事項 (Special notes)

--

象牙制品等的交易确认书

【注意事项：致各位购买者】

○象牙及象牙制品是《华盛顿公约》中限制进行国际交易的物品。日本国内的法律规定，原则上禁止携带出境，因此如果携带出境，将成为处罚对象。

※ 如果携带象牙或象牙制品出境，需要从销售事业者获取证明文件等，证明该制品是在《华盛顿公约》适用前获取的，并事先向日本经济产业省申请出口许可，携带经济产业省出具的出口许可证等向海关进行申报。未办理上述手续而擅自携带象牙或象牙制品出境，属于违法行为。

已经理解上述注意事项，未将购买的象牙制品等非法携带出境。

签名：_____

※为了确认购买者的想法，保留销售记录而请您签名。

【販売事業者の記入欄】 (销售事业者填写栏目)

商品名： _____ 数量： _____ 取引年月日： _____ 年 月 日
(商品名称： _____ 数量： _____ 交易日期： _____ 年 月 日)

<確認したら□にチェック>

購入者に注意事項を説明し、「購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した。

(已经向购买者说明了注意事项，并确认“不将购买的象牙制品等非法携带出境”。)

購入者の住所・氏名を確認した。(確認した身分証等の種類に○)

(已经确认购买者的地址及姓名(请在确认的身份证明文件上画○))

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 運転免許証 (汽车驾驶执照) | 2 健康保険証 (健康保险证) |
| 3 個人番号カード (个人编号卡) | 4 パスポート (护照) |
| 5 その他 () | |

(各種免許証など公的な機関が発行したもの)(公共机关发行的各类执照等证件)

特記事項 (特记事项)

--

記載例

象牙製品等の取引確認書

【注意事項：購入者の皆様へ】

○ 象牙及び象牙製品は、ワシントン条約で国際取引が制限されています。海外に持ち出すことは、国内の法律により原則禁止されており処罰の対象となります。

※ 海外に持ち出す場合は、ワシントン条約適用前に取得したことを証明する書類等を販売事業者から入手の上、事前に経済産業省に輸出承認申請を行い、交付された輸出承認書等をもって税関への申告が必要となります。これらの手続きを踏むことなく象牙及び象牙製品を海外に持ち出すことは違法です。

上記の注意事項について理解し、購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出すことはありません。

署名： 東京 太郎

※ 購入者の方の意思を確認して販売をした記録を残すために署名をいただきます。

【販売事業者の記入欄】

商品名：印章 数量：1 取引年月日：令和3年 ○月 ○日

<確認したら□にチェック>

購入者に注意事項を説明し、「購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した。

購入者の住所・氏名を確認した。(確認した身分証等の種類に○)

① 運転免許証	2 健康保険証	3 個人番号カード
4 パスポート	5 その他 ()	

(各種免許証など公的な機関が発行したもの)

特記事項

署名や住所確認が取れなかった場合でも、購入者が海外に持ち出さない事が確実だと判断して、販売をした場合などは、判断した理由等をご記載ください。

<例①>署名いただいているが、馴染みの客であり、注意事項を確認した上で、国内で使用することが確実だと判断したため。

<例②>身分証確認ができなかったが、使用目的(記入できる範囲で具体的に記入)を確認し、海外持出しないことが確実だと判断したため。